

Vol
72
2021

法務省だより あかれんが

《今月の注目記事》

- 京都コンgress及びユースフォーラムが開催されました！
- 全世界に向けた刑事施策公開講演会について
- オンライン広報イベント「再犯防止ってなに？」を開催しました！
- 立ち直り支援に誰もが気軽に参加できる仕組みをつくる。
～立ち直り応援基金を通じて取り組む#アクション～
- 記者が行く！～京都コンgress開催の舞台裏～
- 法務省で働くひと・しごと紹介



《特集記事》

- 01 京都コンGRESS及びユースフォーラムが開催されました！
- 02 全世界に向けた刑事施策公開講演会について
- 05 オンライン広報イベント「再犯防止ってなに？」を開催しました！
- 11 立ち直り支援に誰もが気軽に参加できる仕組みをつくる。
～立ち直り応援基金を通じて取り組む#アクション～
- 16 国際知財司法シンポジウム(JSIP)フォローアップセミナー
(ラオス・ミャンマー)を開催しました。
- 18 「令和2年版犯罪白書」について
- 24 「令和2年版再犯防止推進白書」を刊行しました！
- 26 「更生保護行政における組織理念」の制定について
- 28 新たな偽変造在留カード等対策について
- 31 コロナ禍における法務総合研究所
国際連合研修協力部及び国際協力部の活動について
- 33 2020年4月から民法(債権法)が改正されました！
～第5話(保証)～

《常設記事》

- 42 記者が行く！～京都コンGRESS開催の舞台裏～
- 44 お答えします～令和元年会社法改正について～

《連載記事》

- 45 そんなとき法テラスがお役に立ちます！Vol.52
～多言語情報提供サービスに、新たにインドネシア語が追加されました！電話等による法律相談の実施期間が延長となりました！ぜひご利用ください！～
- 46 法制度整備支援の現場から
- 48 法務省で働くひと・しごと紹介 Vol.8 ～研究官～

京都コンgress及びユースフォーラムが 開催されました！

第14回国連犯罪防止刑事司法会議（京都コンgress）が、2021年3月7日（日）～12日（金）の6日間、国立京都国際会館で開催されました。

全体テーマ「2030アジェンダの達成に向けた犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進」の下、オンライン・テレビ会議システムを活用し、来場参加とオンライン参加を組み合わせたハイブリッド方式により、SDGs（エス・ディー・ジーズ）達成のための刑事司法の役割や国際協力の在り方等について活発な議論が行われました。その成果として、犯罪防止・刑事司法分野における国連及び加盟国の中長期的な指針となる「京都宣言」が採択されました。



京都コンgressロゴマーク



京都コンgress・ユースフォーラムロゴマーク

また、京都コンgressに先立って、2021年2月27日（土）～28日（日）の2日間、国立京都国際会館で「京都コンgress・ユースフォーラム」が開催されました。「安全・安心な社会の実現へ～SDGs（エス・ディー・ジーズ）の達成に向けた私たちの取組～」を全体テーマに掲げ、世界中の高校生や大学生などの若者たちが議論した結果は、勧告として京都コンgressに提出されました。

ご参加いただいた皆さま、開催に当たってご協力いただいた皆さまに対し、心より感謝申し上げます。

京都コンgress関連の情報については、京都コンgress専用ホームページや公式Twitterからもご覧いただけます。

京都コンgress
専用ホームページ



京都コンgress
公式 Twitter



※QRコードよりアクセスしてください。



会場となった国立京都国際会館

全世界に向けた刑事施策公開講演会について

はじめに

国連アジア極東犯罪防止研修所(以下「アジ研」といいます。)から、全世界を対象に行った最近の取組についてご紹介します。

アジ研は、英語での名称を United Nations Asia and Far East Institute for the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders(UNAFEI)といいます。そして、この名称の後半部分が示しているとおり、犯罪防止と犯罪者処遇に関する取組を、1962年の設立以降、世界中の関係機関と連携しながら続けてきました。

世界各地から複数の研修員を受け入れて行う国際研修は、我々の代表的な取組となりますが、それ以外にも、二国間の技術的な支援に加え、コロナ情勢下での取組として、2020年からは、オンライン会議システムを用いたイベントも複数開催しています。今回ご紹介するのは、先日、他の団体と共催した大型の公開イベントについてです。

刑事政策公開講演会について

本年1月29日、アジ研では、日本刑事政策研究会及びアジア刑政財団との共催により、「刑事政策公開講演会(Public Lecture on Criminal Justice Policy)」を開催しました。この講演会は、1982年に第1回を実施して以来、毎年1回、法務省を会場として続けてきたものであり、今年で39回目を迎えました。

今回は、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、初めて完全オンライン形式を採用しました。そして、これはオンラインの副次的な効果となりますが、それまでは会場に来られた方のみを対象としていた講演会を、オンラインで結ばれた日本全国そして全世界に開かれたものとすることができました。

2名の海外講師によるご講演は、いずれも刑事司法や犯罪者処遇の今後の動向を示唆するものであり、当日は、約40の国々から、アジ研研修の卒業生、刑事司法や政府関係者、大学の研究者、学生等を含め、過去最多となる323名の参加を得て、非常に有意義な時間とすることができました。

講演会の前半は、香港矯正サービス(Hong Kong Correctional Services Department)で上席事務監督代行を務めるリー・イン・ワイ・ジャッキー氏(Mr. Lee Ying Wai, Jacky)から、「香港におけるスマートプリズンの導入と展開(Smart Prison Development in Hong Kong)」と題するご講演を頂きました。具体的には、先進的なテクノロジーを取り入れることで、より効果的な矯正処遇を目指すスマートプリズンの導入とその後の展開についてお聞きするとともに、香港の刑務所における、テクノロジーを活用した新型コロナウイルス感染症に関する取組についてもご紹介いただきました。



リー・イン・ワイ・ジャッキー氏の講演

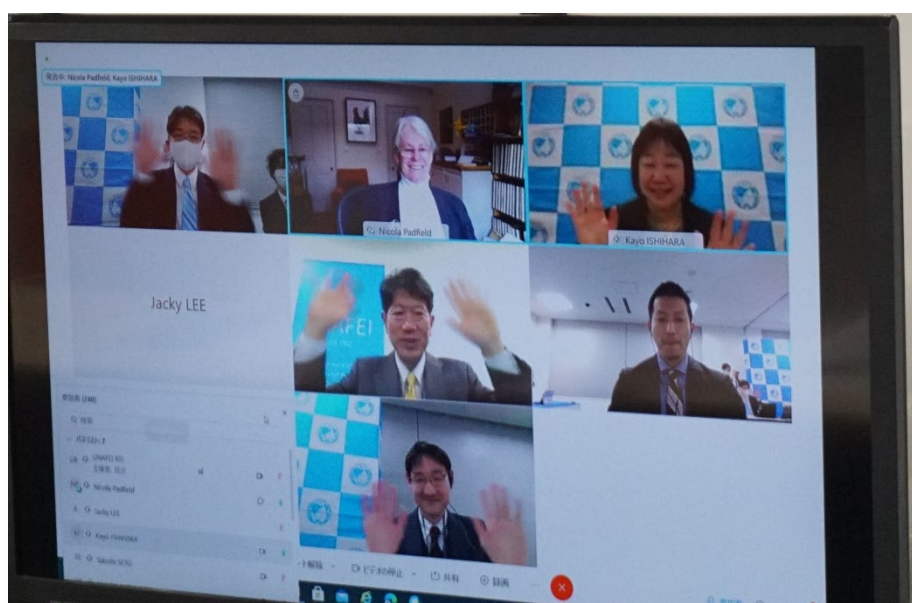
続いて、ケンブリッジ大学 (University of Cambridge) 法学部教授のニコラ・パッドフィールド氏 (Prof. Nicola Padfield) からは、「英国の視点から、「よりよい量刑と処罰」について考える (Evaluating “smarter sentencing” and “smarter punishments”: a view from England)」と題するご講演を頂きました。英国の刑事司法や犯罪者処遇の現状を具体的に教えていただくとともに、政府の関連施策についてのご意見や、新型コロナウイルス感染症による地球規模の影響を考慮しながら、量刑と処罰に関する今後の展望についてお話を頂きました。

A screenshot of a video lecture slide from the University of Cambridge. The slide features the university logo, the title "Evaluating 'smarter sentencing' and 'smarter punishments': a view from England", and a video thumbnail of Prof. Nicola Padfield. The footer identifies her as "Faculty of Law; Fitzwilliam College; University of Cambridge".

ニコラ・パッドフィールド氏の講演

今回、完全オンライン形式の採用や、それに伴う遠隔地からの参加受入れに加え、日英同時通訳もオンラインで導入したことなど、初めての試みとなる要素の多いイベントとなりましたが、関係する皆さまのご協力により、無事に実施することができました。今回の新しい取組のきっかけは、コロナ情勢ですが、このイベントを開催して、オンライン形式の大きな可能性を実感することができました。新型コロナウイルス感染症による影響が収まった後も、今回の経験を活かして、更に活動を充実させていきたいと考えています。今後も、アジ研では、オンライン会議システムの活用など、創意工夫をこらして、様々な活動を展開しますのでよろしくお願い致します。

なお、刑事政策公開講演会に関する資料は、アジ研のウェブサイトで公表しているのですが、興味のある方は、ぜひご覧ください。



閉会時の様子

アジ研ウェブサイト
刑事政策公開講演会に関する
資料はこちら



← こちらのQRコードよりアクセスしてください。

オンライン広報イベント 「再犯防止ってなに？」を開催しました！

令和3年1月23日(土), 再犯防止に関するオンライン広報イベント「再犯防止ってなに? ~誰ひとり取り残さないまち、そこでは~」をYouTube法務省チャンネルで生配信し, 多くの方にご視聴いただきました。

オンライン広報イベント 「再犯防止ってなに?」とは?

法務省では, 皆さまに再犯防止の取組についてのご関心を深めていただくため, 平成30年度から毎年度, 「再犯防止シンポジウム」を開催してきましたが, 本年度は, 新型コロナウイルス感染症の状況等を考慮し, オンラインでこれに代わるイベントを開催しました。

イベントでは, 「国と地方が連携した再犯防止・更生支援の取組」をテーマに, フリーアナウンサーの山本舞衣子さんの司会進行の下, 奈良県, 愛知県, 宮城県の各県で行われている再犯防止の取組をVTRで紹介しながら, モデルやタレントとして活躍されているトラウデン直美さん, 三重県伊勢市長の鈴木健一さん, 協力雇用主の野口義弘さんらによるクロストークを行いました。

YouTube ライブ 再犯防止ってなに?
生配信中にスタジオに質問しよう!

トラウデン直美と知る「立ち直りの最前線」

2021.1.23(土) 昼2時の配信開始!

みなさんには、「再犯防止」という言葉を初めて聞く人もおられるかもしれません。犯罪のない、安全で安心して暮らせる地域づくりのためには、犯罪を犯した人も更生支援を受けることが必要なんです。この機会を通じて、みんなの住んでいる地域の中で、「再犯防止」のこのための取組がどうやって進められているのか、生配信による生配信もたくさん紹介していただきます。是非ご参加ください。

生配信開始、アンケートにお答えいただいた方の中から
応募に必要なアンケートは
抽選中に発表!

3,000円のAmazonギフト券をプレゼント! 抽選で20名様

まずは! YouTube法務省チャンネルに登録!
YouTube 法務省チャンネル
https://www.youtube.com/user/MOJchannel

YouTube ライブ 再犯防止ってなに?
～誰ひとり取り残さないまち、そこでは～

トラウデン直美と知る「立ち直りの最前線」

2021.1.23(土) あっという間! 盛りだくさんの60分!!
昼2時の配信開始!

番組の内容

トラウデン直美が行く! 奈良県の取組取材
一般財団法人かがやきホームにおける更生支援について知る!
荒井正吾 奈良県知事とのスペシャル対談も見どころ!

生配信中にスタジオに質問しよう!

誰でも自由に無料で参加!

「再犯防止」の取組紹介
愛知県(寄り添い弁護士制度による社会復帰支援)
宮城県(日常生活支援、職業定着支援)

各県の取組についてスタジオでクロストーク
視聴者の皆さまからの質問も随時受付!

ギフト券の応募に必要なキーワードは番組中に発表!

まずは! YouTube法務省チャンネルに登録!
YouTube 法務省チャンネル
https://www.youtube.com/user/MOJchannel

番組のページもあつ! リマインダー役定しておけば安心!
https://youtu.be/u_dGUeOUI

オンライン広報イベント「再犯防止ってなに?」のフライヤー

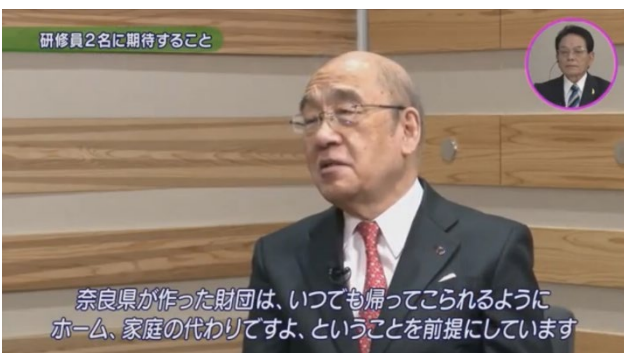
VTRで紹介した3県の取組

奈良県の取組

奈良県では、全国の都道府県で初めて再犯防止に関する条例を制定するなど、再犯防止に関する先駆的な取組が行われています。

VTRでは、奈良県の取組として、県が費用を拠出して立ち上げた財団法人が出所者を雇用して「居場所」を提供するとともに、人手が不足する地元の協力企業に派遣し、地元の産業を生かした形で就労してもらうという取組を、現地取材に基づいて紹介しました。

また、奈良県における再犯防止の取組を首長として自ら主導されている荒井正吾知事とトラウデン直美さんが、奈良県における再犯防止の取組をテーマに対談を行いました。対談の中では、荒井知事から、「奈良県が作った財団は、いつでも帰ってこられるように、ホーム、家庭の代わりですよ、ということを前提にしている。」「好きな事業を財団の職員という立場を持ちながらしてもらうことで、普通の生活を送ってほしい。」などと、熱い思いのこもったお話をいただきました。



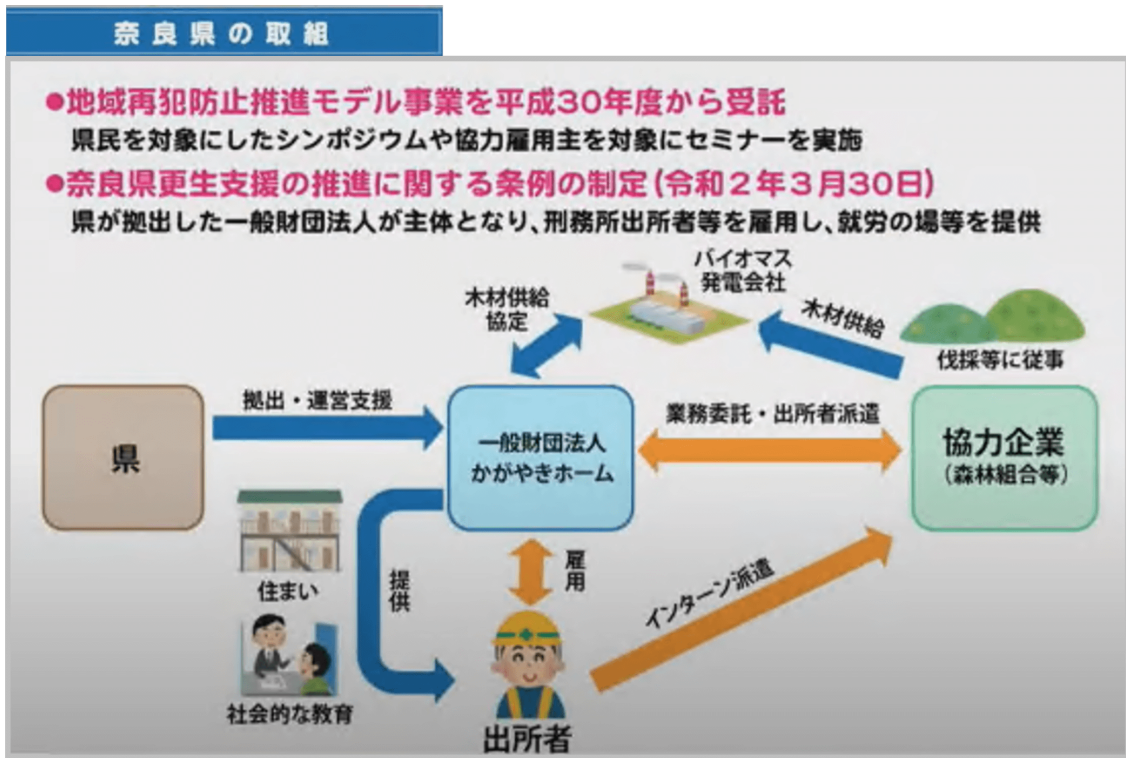
トラウデン直美さんと荒井正吾奈良県知事の対談の様子

さらに、トラウデン直美さんが、刑務所出所後、財団に雇用されている2人の研修員と、その研修員を支える相談員を加えた座談会を行い、研修員の今の生活の状況や考えていること、これからの進路などについて語り合いました。

こうした奈良県の取組について、コメンテーターである鈴木健一市長からは、「非常に参考になる取組である。誰一人取り残さない社会を実現するというメッセージを発信し続けるとともに、地域の関係者の方々のネットワークをコーディネートしていくという役割が地方公共団体には必要である。」とのコメントがありました。



コメンテーター(電話出演)の鈴木健一さん(三重県伊勢市長)



奈良県の再犯防止の取組

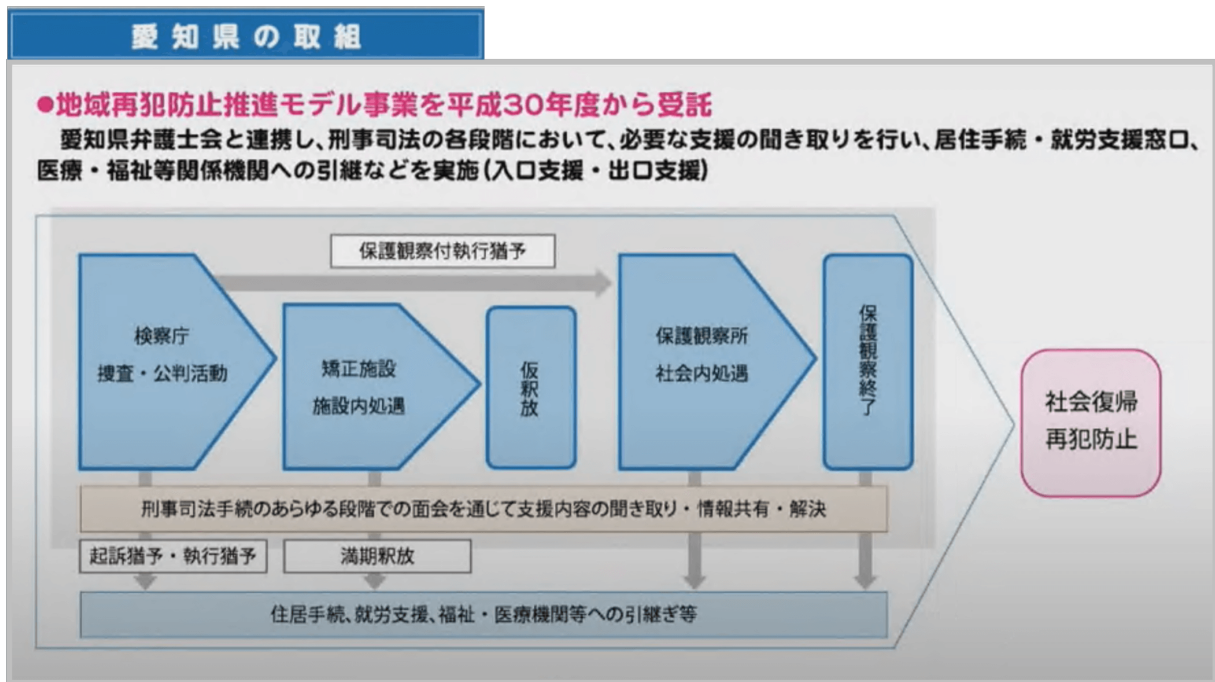
愛知県の取組

愛知県では、法務省が実施する地域再犯防止推進モデル事業の一環として「寄り添い弁護士制度」が実施されました。これは、愛知県と県弁護士会が連携し、罪を犯した人の逮捕から社会復帰までの支援を弁護士が行うという取組です。

この取組について、コメンテーターのトラウデン直美さんから、「出所者特有の悩みについても、信頼関係のある弁護士に相談できることが、社会復帰に向けた支えとなるのではないか。」とのコメントがありました。



コメンテーターのトラウデン直美さん(タレント)



愛知県の再犯防止の取組

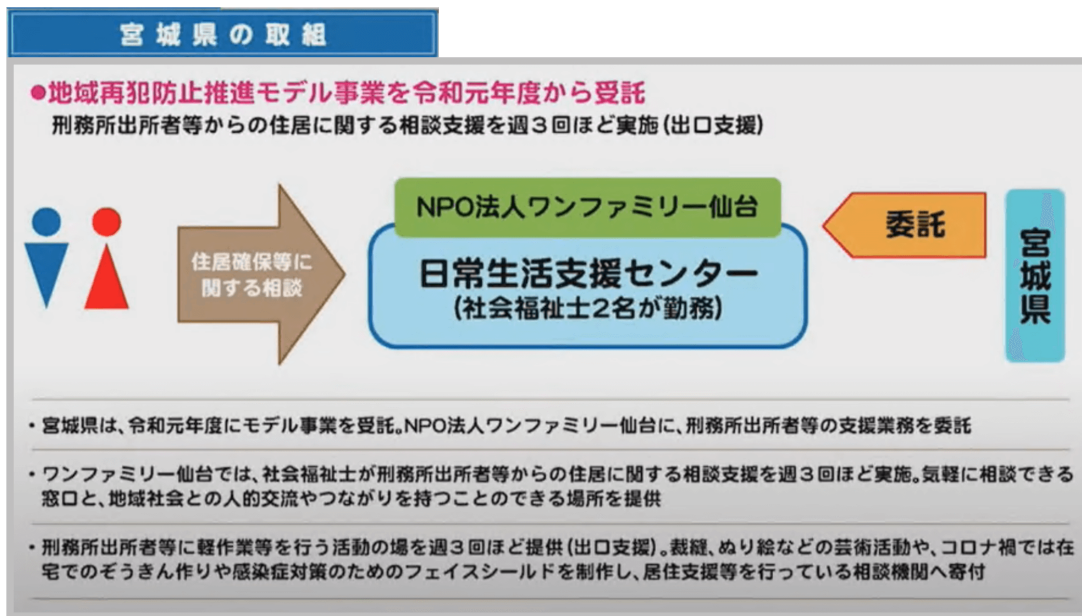
宮城県の取組

宮城県では、地域再犯防止推進モデル事業として、県から委託を受けたNPO法人「ワンファミリー仙台」が、「日常生活支援センター」を開設して、再犯防止の取組を行いました。これは、社会福祉士による刑務所出所者等に対する住居に関する相談支援を中心に、軽作業等を行う活動の場の提供などの居場所作りを行うことなどを目的とした取組です。

この取組について、コメンテーターである野口義弘さんから、「反省は一人でもできるが、更生は一人ではできない。生育環境などの非行や犯罪に至った背景を紐解くことで、地域社会の方々に更生支援に対する理解を求めている。」などのコメントがありました。



コメンテーターの野口義弘さん(協力雇用主)



宮城県の再犯防止の実施

上川陽子法務大臣からの

ビデオメッセージ

イベントの最後に、上川法務大臣から視聴者の皆さまに向け、「『誰一人取り残さない社会の実現』のため、犯罪や非行から立ち直ろうとする人を地域で支える絆や、やさしいまちづくりの輪が、更に広がっていくよう、法務省としてもしっかりと取組を進めていく。」などとお伝えしました。



上川法務大臣からのビデオメッセージ



コーディネーターの山本舞衣子さん(アナウンサー)

おわりに

休日のお昼の時間帯に生配信をご視聴いただいた皆さまに改めて感謝申し上げます。

見逃した方もご安心ください。イベントのアーカイブ配信とともに、トラウデン直美さんと荒井正吾奈良県知事の対談ノーカット版を配信しておりますので、ぜひご覧ください。

イベントの
アーカイブ配信はこちら



対談ノーカット版は
こちら



「再犯防止対策」
フロントページはこちら



※QRコードよりアクセスしてください。

「誰もが犯罪による被害を受けることなく、安全で安心して暮らせる社会」の実現に向け、犯罪や非行をした人たちの立ち直りにご理解とご協力をお願いします。

立ち直り支援に 誰もが気軽に参加できる仕組みをつくる。

～立ち直り応援基金を通じて取り組む#アクション～

立ち直れる。その思いをツナグ。

立ち直り応援基金

犯罪や非行からの立ち直り支援というと、多くの人にとっては、あまりなじみのないことかもしれません。これまで法務省は、“社会を明るくする運動”等を通じて、犯罪や非行から立ち直ろうとしている人たちへの理解を求める啓発活動を行ってまいりました。一方、SDGs(国連で採択された「持続可能な開発目標」)に謳われる「誰一人取り残さない」社会を実現するためには、立ち直り支援に対して、多くの方々に実際に参画いただくこと、すなわち、「理解」から一歩踏み出して「アクション」を起こしていただくことが大切であると考えています。

本誌第71号にて、「立ち直り応援基金」について、その創設の経緯をお伝えいたしました。ここでは、立ち直り支援という社会課題に対して、実際にアクションを起こしていただくための、2つのプロジェクトをご紹介します。

【プロジェクト1】

立ち直りの #ワンプレートアクション

法務省の地下1階に、職員が利用する食堂「味好」があります。立ち直り応援基金では、味好を運営する「日本ゼネラルフード株式会社」のご協力により、令和2年12月から令和3年1月までの2か月間のうち、期間限定で、寄附メニューを提供するプロジェクトを行いました。

題して「立ち直りの#ワンプレートアクション」。これは、犯罪や非行からの立ち直り支援に関連する食材を使ったメニューを提供し、その売上げの一部が立ち直り応援基金に寄附されるという仕組みです。1食50円

の寄附金は価格に上乗せされ、このメニューを食べると自然に寄附ができます。



第1弾は「立ち直り応援カレー」。これは、刑務所出所者等が農業を通じて立ち直りと自立を目指す茨城就業支援センターで育てられたほうれん草を使ったカレーです。

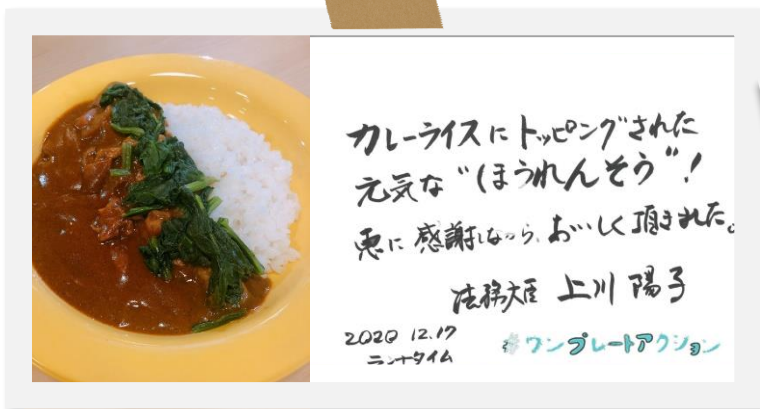
第2弾の「立ち直りラーメン」は、障害のある刑務所出所者等の立ち直り支援にご協力いただいている農福連携に取り組む事

です。埼玉福興株式会社(埼玉県)からは白菜を, 社会福祉法人ゆずりは会(群馬県)からはキャベツを, そして, 社会福祉法人白鳩会(鹿児島県)からは, ニラギョーザをご提供いただきました。それらの調整には, 日本農福連携協会に多くのご協力をいただきました。

この#ワンプレートアクションは, 全国どこでもできる取組です。各地の農福事業者で生産された食材を使い, 例えば, 市役所の食堂で地域の特色を生かしたメニューを展開すれば, 地方創生・立ち直り応援メニューを市民の皆さんに召し上がっていただき, 犯罪や非行からの立ち直りを支援することもできるかもしれません。

【法務省職員を挙げて, 立ち直りを応援】

「立ち直り応援カレー」



上川法務大臣の直筆メッセージ



ほうれん草を生産された茨城就労支援センターの皆さんにお礼のメッセージをしたためました。



「立ち直りラーメン」



立ち直りの#ワンプレートアクション presents 立ち直りラーメン with ノフフク

第2弾!



立ち直れる。その思いをツナグ。立ち直り応援基金

ニラギョーザが付いているよ。

立ち直り支援に御協力いただいている農福事業者さんに、皆さんからの応援の声を届けてください!

今回は過替わり!

- 1/12 (火) ~ 15 (金) **白菜入り広東麺**
- 1/18 (月) ~ 22 (金) **キャベツ入りタンメン**

1食750円。うち、500円が立ち直り応援基金に寄附されます。



コロナウイルス感染防止対策をいたします。混雑状況、Twitterで配信中!



立ち直れる。その思いをツナグ。立ち直り応援基金



- ラーメンの茹で時間に併い、少しお待ちすることがあります。
- およそ、午前11時50分~午後0時30分の間、一定時間ごとに、混雑状況を配信します。例えば・・・
「現在比較的すいています。」
「現在約10人待ちです。」
「混雑ピークを過ぎましたので、本日の配信は終了します。」

農福連携とは。農と福祉がつながって、日本を元気に! 障害者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組です。各地の農福事業者が、刑務所出所者等をも雇用し、社会復帰に向けた支援に協力して下さっています。

白菜 from 福祉を興す企業 埼玉福興株式会社

Saitamafukko

埼玉泉原谷市。目指すのは、「次世代のSocial Firm」。ネギを始め、水耕栽培の葉物野菜などを生産。大手食品チェーンとも連携。



キャベツ from 社会福祉法人 ゆずりは会

群馬泉原谷市。障害福祉サービス事業所等を運営。先月、BSテレビの「とれたて笑顔!」にて、キャベツとブロッコリーが紹介されました! 味好の前で上映中です。



ニラギョーザ from 社会福祉法人 白鳩会

鹿児島県肝属郡南大隅町。入所・通所の福祉施設、グループホーム等を運営。野菜のほかにも、ウインナーやベーコン等の加工食品も生産しています。



日本ゼネラルフード株式会社

ノフフク

日本農福連携協会

福祉を興す企業 埼玉福興株式会社 Saitamafukko



ゆずりは会

社会福祉法人 白鳩会



【プロジェクト2】

立ち直りの
#自販機アクション

法務省では、1月26日、省内に立ち直り応援基金・寄附型自動販売機を設置しました。これは、飲み物の売上げの一部が立ち直り応援基金に寄附されるという仕組みです。

最初に設置された自販機は、株式会社ジャパンビバレッジホールディングスと特定非営利活動法人寄付型自動販売機普及協会のご協力により、更生保護のマスコット

キャラクターであるホゴちゃん・サラちゃんをラッピングデザインにし、自販機の側面に「株式会社ジャパンビバレッジホールディングスは、犯罪や非行からの立ち直りを支援しています」のコピーを入れていただきました。

この自販機は、個人・企業・地方公共団体等、日本全国どこの敷地にでも設置することが可能です。飲み物を買うことで、立ち直り支援に参画できる、立ち直りの#自販機アクションにぜひご協力ください。

【法務省内に寄附型自動販売機を設置】

自販機の側面には、「株式会社ジャパンビバレッジホールディングスは、犯罪や非行からの立ち直りを応援しています」のメッセージとロゴが記載されています。



立ち直り支援という、少し難しい社会課題に対して、誰もが気軽に参画できる仕組み作りを行うため、立ち直り応援基金は、これからも、多様で自由闊達な#アクションを生み出していきます。次号(73号)では、立ち直り応援基金を通じて集められた寄附金を使った新しい立ち直り支援の活動についてご紹介する予定です。

【立ち直り応援基金・ホームページ】

独立行政法人福祉医療機構のご協力により、福祉・保健・医療の総合情報サイトである「WAM NET」に掲載しています。



こちらのQRコードよりアクセスしてください。

The screenshot shows the WAM NET homepage with a navigation menu. The '更生保護' (Rehabilitation) section is highlighted, featuring a sub-menu with items like '更生保護とは', '更生保護の現状と課題', '支援の実例', '立ち直りを支援するネットワーク', '立ち直り応援基金', '参考資料', 'クラウドファンディング実践マニュアル', and '国の取り組み'. Below this, there is a specific section for '立ち直り応援基金' with a yellow feather icon. The text in this section discusses the importance of community support for rehabilitation and mentions the '更生保護女性会 オコジョさん' (Women's Association for Rehabilitation, Okojosan).

国際知財司法シンポジウム（JSIP）フォローアップセミナー（ラオス・ミャンマー）を開催しました。

ある日のできごと

ある日、国際花子さんが商店街を歩いていると、花子さんが会社で開発した製品（緑と黒の市松模様が描かれているもの）とよく似たデザインの商品が販売されているのを見つけました。よく見ると、花子さんの会社のロゴとそっくりなロゴ（「メツキヤバイ」）も描かれていました。

花子さんが店の人に尋ねたところ、店の人は、これは花子さんの会社の製品ではなく、外国の会社から安く輸入して販売しているものだと教えてくれました。

花子さんは、一生懸命、時間をかけて開発した製品が、誰かに勝手に真似をされ、その人が大した労力もかけずにお金を稼いでいることに腹が立ち、やるせなくなっていました。

知的財産って何？

花子さんの例のように、誰かの発明や会社のロゴマークが他の人に勝手に使われると、発明者や会社が創作意欲を無くしたり、信用を失ったりしてしまいます。こうしたことにならないよう、日本では、発明や創作、会社のロゴマークなどは特許権、著作権、商標権などの「知的財産権」として法律で保護されています。知的財産権の保護は、産業の発展や文化の向上のために非常に重要なことです。

ところが、開発途上国の中には、知的財

産権を保護する法律がない国や、たとえ法律はあっても適切に運用されていない国があります。そのような国では、偽物が売られたりして、産業の発展や文化の向上にとって障害となるだけでなく、日本を含む外国から企業がなかなか進出してこないといった問題も生じることになります。

国際知財司法シンポジウムのフォローアップセミナーを開催

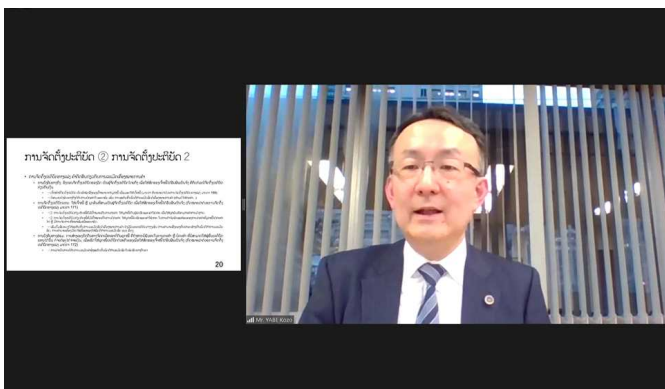
法務省は、知的財産に関する各国の理解を深め、国際的な連携を強化することなどを目的に、平成29年より、関係省庁・関係機関と共に、国際知財司法シンポジウム（JSIP（じえいしっぷ））という、ASEAN（東南アジア諸国連合：東南アジア地域の10か国から成る地域協力機構）などの国を対象にしたシンポジウムを開催してきました。そして今回、このシンポジウムのフォローアップとして、ラオスとミャンマーを対象としたセミナーをオンラインで開催しました。

ラオスフォローアップセミナー (令和3年1月15日(金)開催)

外国から知的財産権を侵害する商品が輸入されたりする事態を防止するため、税関という国の機関が空港等で取締りを行っています。また、仮に国内に輸入された場合でも、裁判所に訴えて販売を中止させるなどの方法もあります。セミナーでは、日本とラオスのこうした制度・運用について、発表・意見交換を行いました。



ラオスの税関による取締りの様子

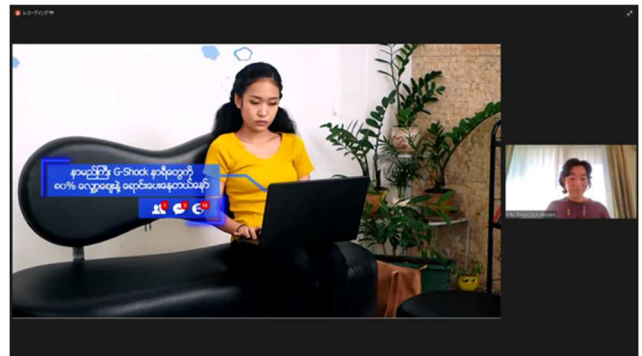


日本側の発表の様子

ミャンマーフォローアップセミナー (令和3年1月19日(火)開催)

ブランド化した商品のブランドの価値に目をつけ、勝手に有名ブランドのロゴマークを使って不当に利益を得ることなどを防止するための法律として、商標法があります。

ミャンマーでは平成31年、初めて商標法ができました。そのため、セミナーでは、関心の高い商標権をテーマとして取り上げ、模倣品に関する動画や事例を用いながら、日本とミャンマーの制度の違い等について発表・意見交換を行いました。

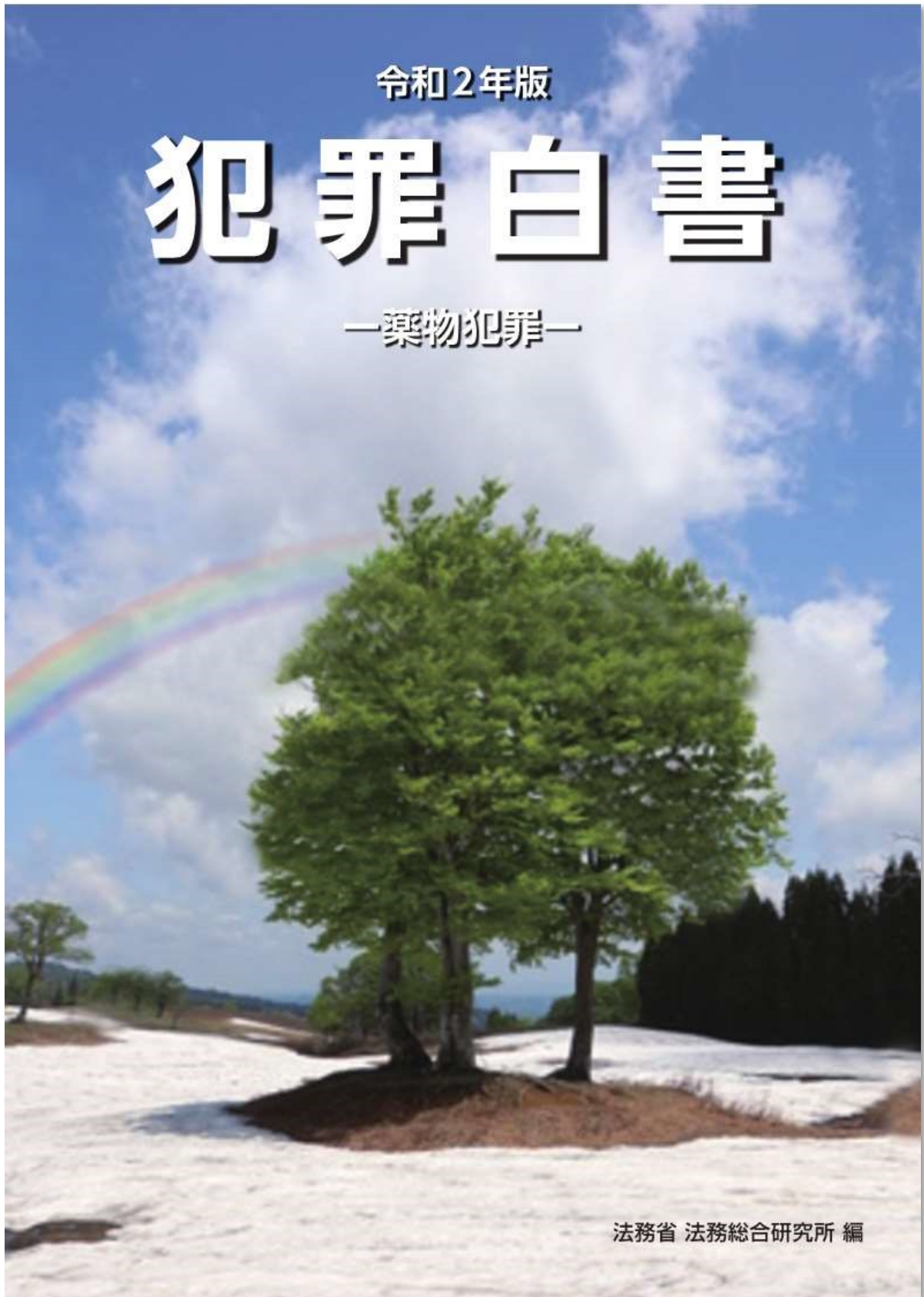


模倣品に関する動画上映の様子



ミャンマー側の発表の様子

「令和2年版犯罪白書」について



犯罪白書とは？

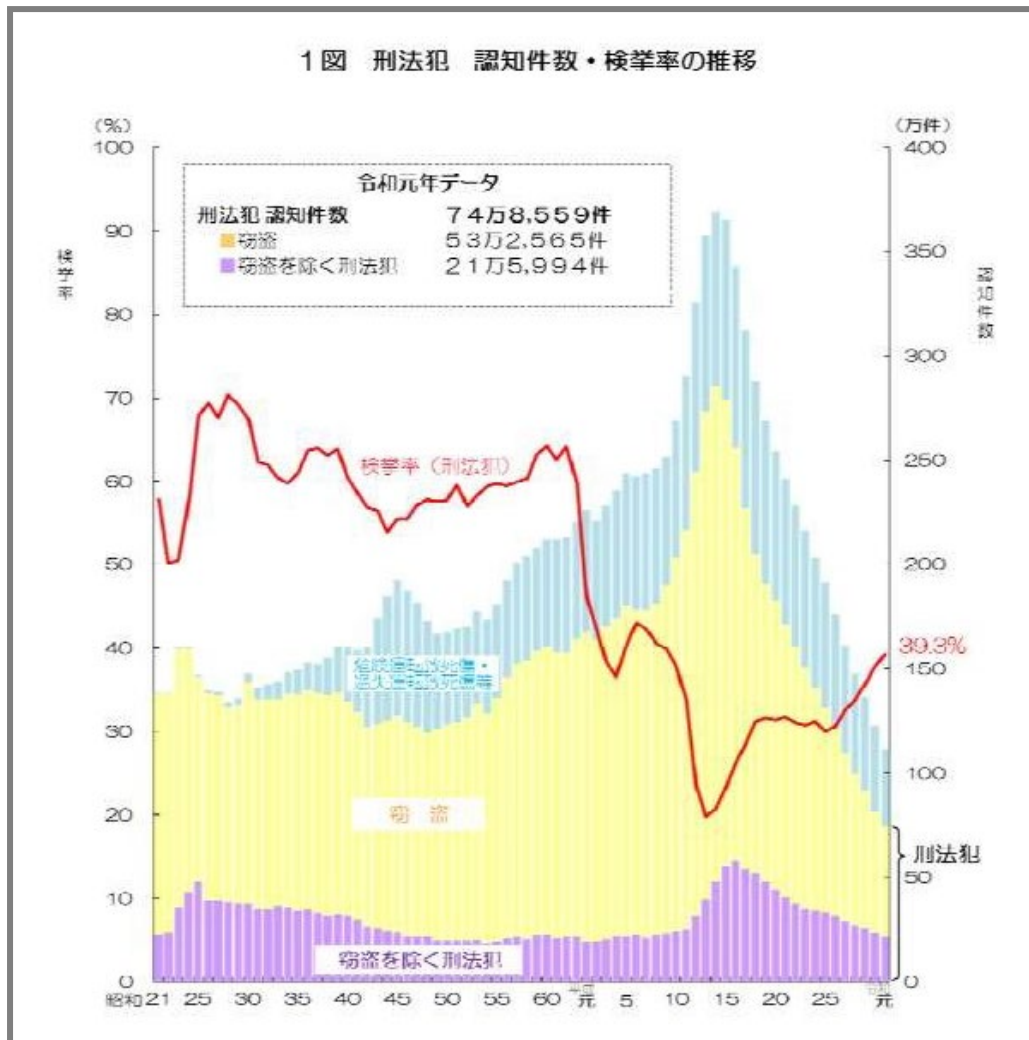
犯罪白書は、犯罪の動向や犯罪者の処遇の状況について、統計資料等に基づいて説明しているものです。

昭和35年から毎年法務省法務総合研究所により発刊されており、犯罪対策を検討するための基礎的な資料としての役割を担っています。

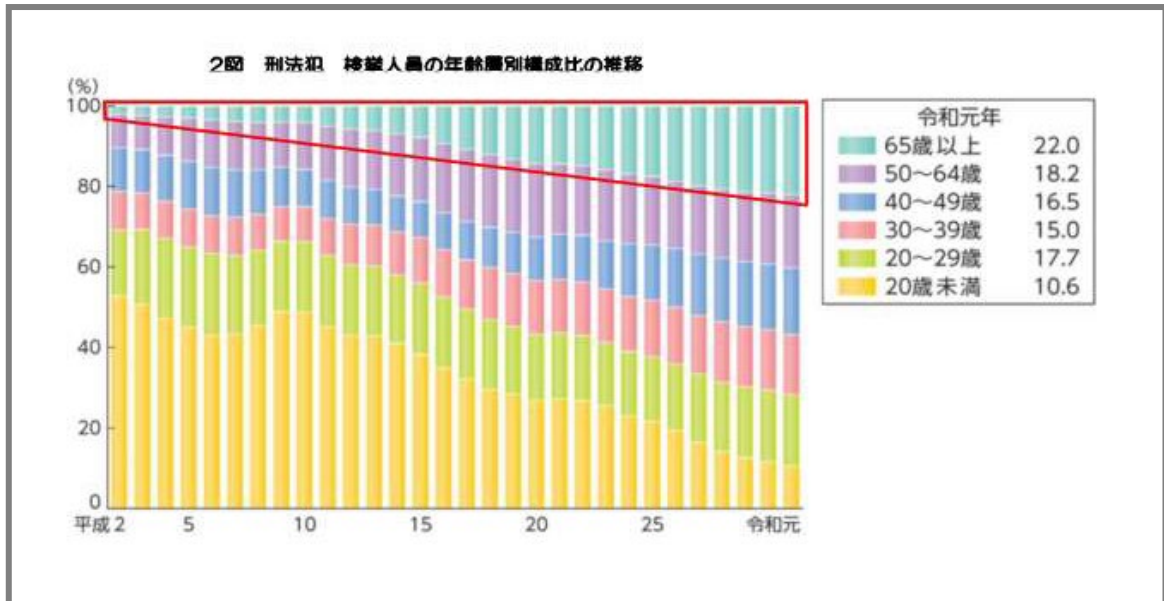
犯罪の動向は？

刑法犯の認知件数（警察が犯罪の発生を把握した件数）は、平成14年に戦後最多の約285万4,000件を記録しましたが、その後は17年連続で減少し、令和元年は約74万8,500件と、戦後最少を更新しました。

平成15年からの認知件数の減少は、刑法犯の7割以上を占める窃盗の件数が大幅に減少し続けたことに伴っています。



令和元年に刑法犯で検挙された者の人員は、戦後最少の約19万2,600人でしたが、そのうち、65歳以上の高齢者が22.0%を占めており、高齢化が進んでいます。

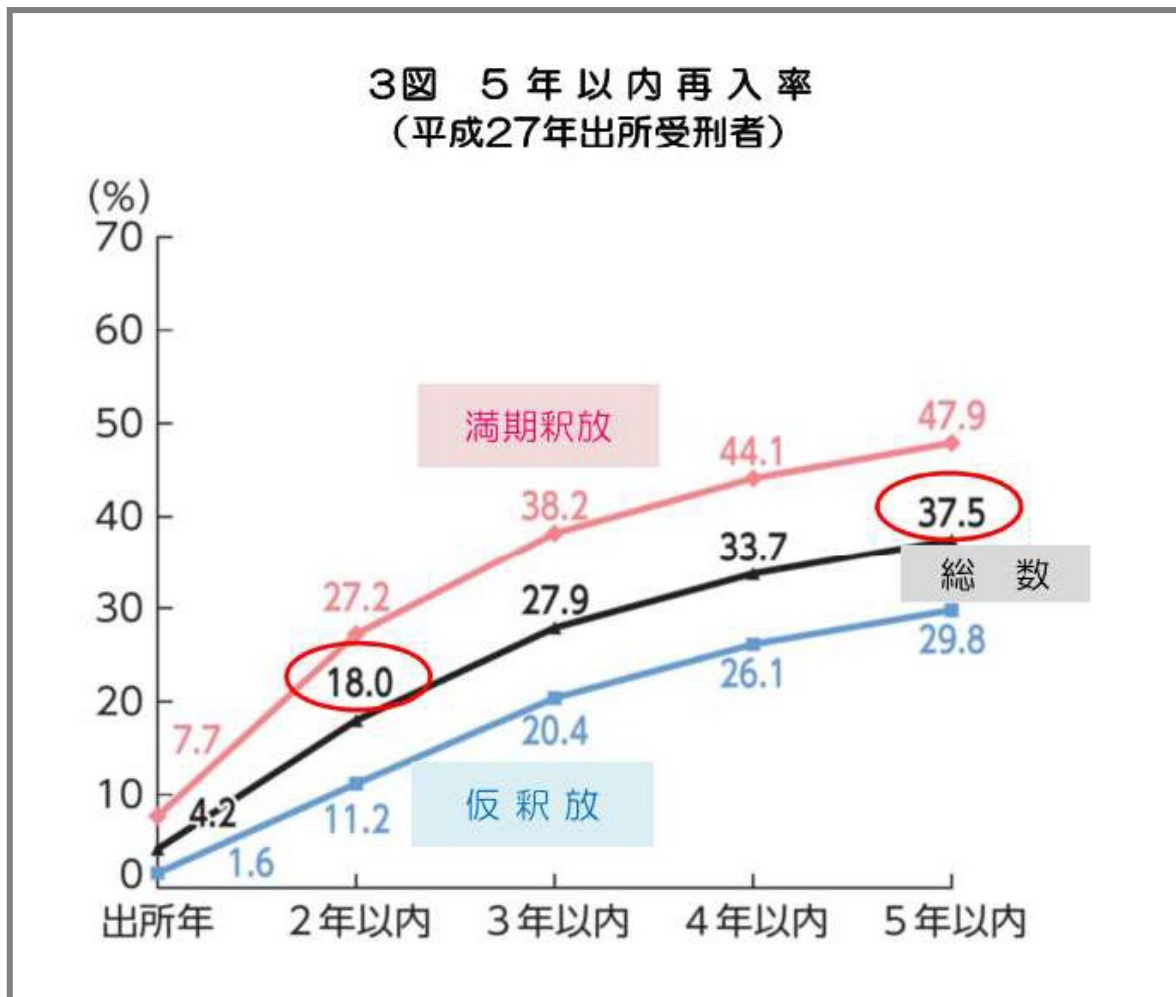




再犯の現状は？

平成27年に刑事施設を出所した者のうち4割近くの者が、出所後の犯罪により、出所後5年以内に刑事施設に再入所しており、そのうち約半数が2年以内に刑事施設に再入所しています。

また、満期釈放者は、仮釈放者と比べて、再入率（各年の出所受刑者人員のうち刑事施設に再入所した者の人員の比率）が高いことが分かります。

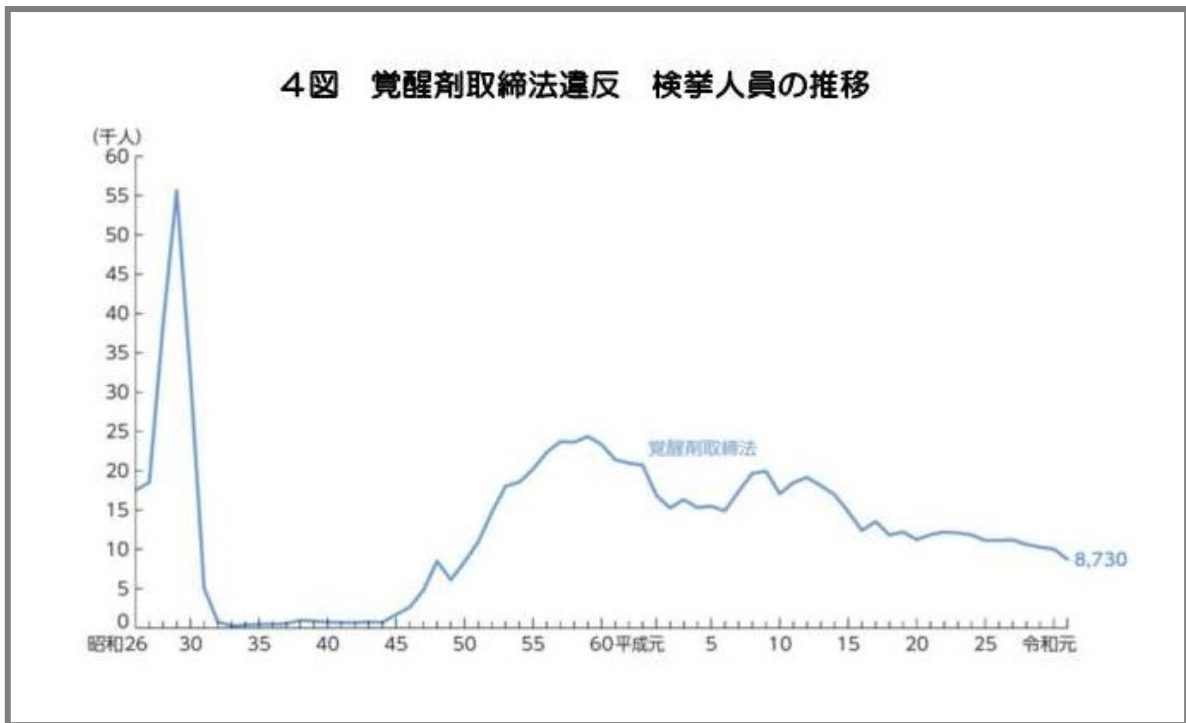




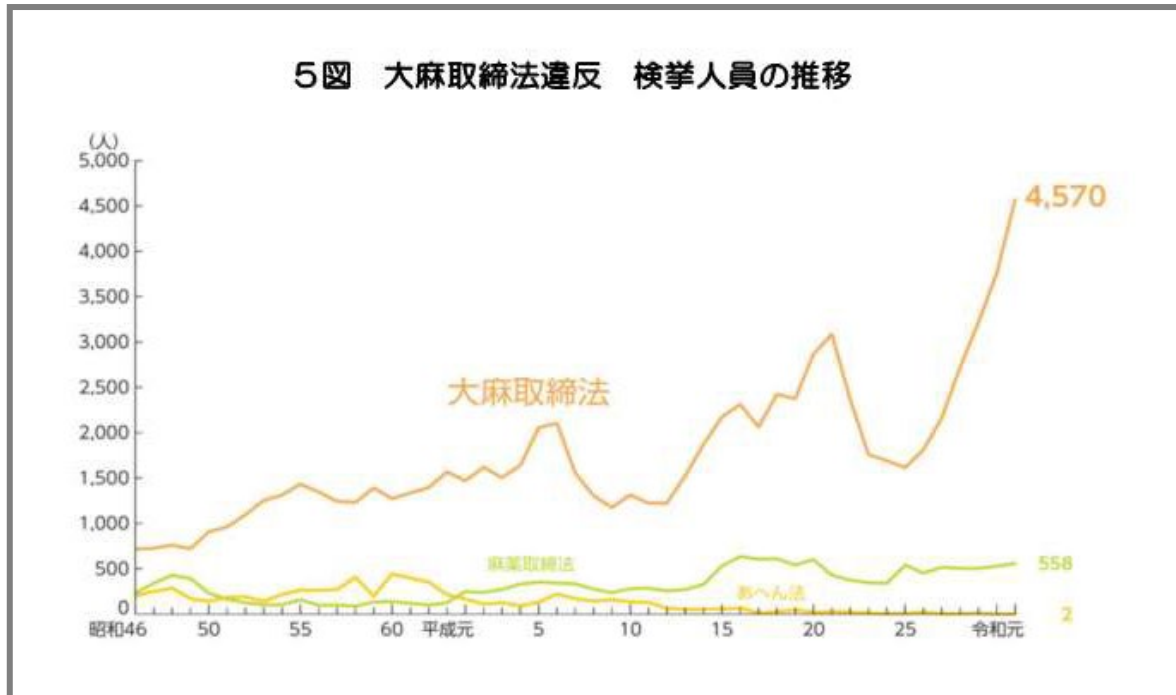
今回の特集は？

今回の犯罪白書では、「薬物犯罪」を特集し、薬物犯罪の動向や薬物事犯者の処遇の現状、薬物事犯者の再犯の状況等を概観・分析しています。

覚醒剤取締法違反の検挙人員（特別司法警察員が検挙した者を含みます。）は、平成28年から毎年減少し続け、令和元年には昭和50年以来、44年ぶりに1万人を下回りました。



大麻取締法違反の検挙人員（特別司法警察員が検挙した者を含みます。）は、平成26年から6年連続で増加しており、令和元年は昭和46年以降初めて4,000人を超えました。



そのほか、法務総合研究所が実施した薬物事犯者に関する特別調査の内容及び明らかになった事項について紹介しています。

薬物犯罪撲滅のためには、薬物事犯者を検挙し、刑事司法手続において適切に処遇を行っていく必要があります。それとともに、薬物乱用者で依存症者としての治療のニーズを有する者がいるということについても社会が認識を共有し、立ち直りや薬物からの離脱を目指す者を広く受け入れ、支え、包摂していくことが、長期的に見れば、薬物犯罪の撲滅や薬物事犯者の再犯防止の点からは有効なことといえます。法務総合研究所においては、今後も、薬物犯罪に関する実証的調査・研究を継続的に積み重ねていきます。

もっと犯罪白書の内容を知りたい場合は？

法務省のホームページで閲覧できるほか、官報販売所等で購入できます。

法務省ホームページは
こちら



※QRコードよりアクセスしてください。

法務省ホームページ
「犯罪白書」はこちら



※QRコードよりアクセスしてください。

「令和2年版再犯防止推進白書」を刊行しました！

再犯防止推進白書って？

再犯防止推進白書は、政府が実施した再犯防止に関する取組を取りまとめたものです。

本白書は、「再犯の防止等の推進に関する法律」第10条の規定に基づき、年次報告として令和2年11月24日に閣議決定し、国会に提出したものです。



令和2年版再犯防止推進白書

何が書いてあるの？

--目次--

- 第1章 再犯防止をめぐる近年の動向
- 第2章 就労・住居の確保等のための取組
- 第3章 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組
- 第4章 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組
- 第5章 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組
- 第6章 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等のための取組
- 第7章 地方公共団体との連携強化等のための取組
- 第8章 関係機関の人的・物的体制の整備等のための取組
- 特集 地方に広がる再犯防止施策

第1章においては、再犯防止施策に関する近年の動向を掲載するとともに、出所受刑者の2年以内再入率（出所後2年以内に刑務所等に再び入所した者の割合）を始めとする再犯防止施策に関する指標の最新データを掲載しています。

第2章から第8章までにおいては、「再犯防止推進計画」の7つの重点課題ごとに章立てを行い、それぞれの課題に対応するため、令和元年度末までに政府が実施した取組等を掲載しています。

特集においては、「地方に広がる再犯防止施策」をテーマに、「地方再犯防止推進計画の策定とそれに基づく取組」、「地域再犯防止推進モデル事業の取組」、「地域ごとの課題に対して地方公共団体が独自に行っている再犯防止施策」について、それぞれの地域の実情等を踏まえて地方公共団体が実施している取組事例を紹介しています。

さらに、再犯防止に取り組む民間協力者の方々の活動をより広く読者の皆さまに知っていただくことを目的として、第2章から第6章までに「コラム」欄を設け、それぞれの項目でご活躍いただいている民間の取組を掲載しています。

表紙の絵や字は誰が描(書)いたの？

表紙のひまわりと海の絵画や題字は少年院在院者が制作したものです。

また、各章の冒頭ページにも、少年院在院者等が制作した絵画を掲載していますので、改善更生に向けて努力する彼らの作品も、ぜひ、じっくりご覧ください。



令和2年版再犯防止推進白書の
第2章の冒頭ページ

皆さまへ

再犯防止施策の推進に当たっては、国民の皆さまのご理解とご協力が何よりも重要であると考えています。この白書が、皆さまに再犯防止について知っていただくことの一助になれば幸いです。

安全・安心な社会の実現に向け、引き続き、ご理解とご協力をよろしく申し上げます。

「令和2年版再犯防止推進白書」のダウンロードはこちら



「再犯防止対策」
フロントページはこちら



※QRコードよりアクセスしてください。

「更生保護行政における組織理念」の 制定について

【更生保護行政における組織理念】

犯罪者や非行少年の社会内処遇を担う更生保護行政は、国民が願う安全・安心な社会の実現を目指しています。そのためには、国民の皆さまの信頼と協力を得ることが不可欠であり、更生保護行政が果たすべき役割は何かということをご理解いただくことが大切と考えています。

これまで更生保護制度は、様々な改革を経てまいりましたが、今後とも社会の変化に即応し、新たな課題に適切に取り組んでいけるよう、令和3年1月、「更生保護行政における組織理念」が制定されました。

今後は、職員一人一人がこれを日々の業務の礎とし、皆さまの信頼に応えられるよう努めてまいりますので、少しでも多くの方々にこの組織理念について知っていただき、更生保護へ一層のご理解をいただきますようお願いいたします。

使命

行動指針

私たちは、犯罪や他害行為をした人の再犯・再他害を防止し、その改善更生・社会復帰を支援するとともに、人が人を支える地域のネットワークを更に広げ、安全・安心な地域社会、そして、「誰一人取り残さない」共生社会の実現を目指します。

使命

私たちは、法令を遵守するとともに、個人の尊厳と人権を尊重し、地域社会における処遇の主宰者であるという自覚の下、常に自己研鑽に努めるとともに、組織としての使命を全うするため、個々の持てる力を結集して職務を遂行します。

行動指針
①

私たちは、犯罪や他害行為をした人が、いずれは地域社会の一員として社会復帰できるよう、一人ひとりと真剣に向き合い、粘り強く処遇します。

行動指針
②

私たちは、事件によって被害を受けた方々の実情を真摯に受け止め、再犯・再他害によって新たな被害を生まないように取り組むことはもとより、あらゆる職務の遂行が、被害からの回復に資するものとなるように努めます。

行動指針
③

私たちは、刑事司法関係機関と緊密な連携を図り、責任を持って刑事司法手続の一翼を担うとともに、保護司を始めとする民間の更生保護関係者への感謝と敬意を持ち、充実した協働態勢を構築し、共に行動します。

行動指針
④

私たちは、地域社会の関係機関・団体と信頼によりつながり、これら機関・団体との行動連携において自らの役割と責任を果たすとともに、安全・安心な地域社会の実現のため、より多様かつ広範なネットワークの構築に努めます。

行動指針
⑤

新たな偽変造在留カード等対策について

在留カード等読取アプリケーションを無料配布しています！

出入国在留管理庁では、いろいろな偽変造在留カード対策を行ってきましたが、より精巧な偽変造在留カードが作成される事案が発生しており、これまで以上に偽変造在留カード対策が必要となっています。

そのため、今回、在留カード等のICチップ内に保存されている身分事項や顔写真等の情報を読み取ることができる「在留カード等読取アプリケーション」(以下「アプリ」といいます。)を開発しました！

このアプリを使っていただくと、読み取った情報と、券面に記載された情報を見比べることで、偽変造されていないかを簡単に確認することができます。

このアプリは、出入国在留管理庁ホームページや各アプリケーションストアで無料配布されていますので、外国の方を雇用される方などは、ぜひご活用ください



在留カード等読取アプリケーション

「在留カード等読取アプリケーション サポートページ」はこちらのQRコードよりアクセスしてください。



アプリの具体的な操作方法を映像で公開しています！

アプリの操作って難しそうだけど？映像版の取扱説明書で簡単解決！

アプリをダウンロードし、いざ使ってみようとしてみたとき、「うまく使えなかったらどうしよう」、「使い方は合ってるのかな」ということもあると思います。そこでご紹介したいのが、出入国在留管理庁が公開している映像「不法就労防止対策のポイント～在留カード等の正しい見方～」です。

不法就労となるのは、①不法滞在者や被退去強制者が働くケース、②出入国在留管理庁から働く許可を受けていないのに働くケース、③出入国在留管理庁から認められた範囲を超えて働くケース、の3つの場合があります。出入国在留管理庁は、この不法就労の防止に

向けて、外国人を雇用する事業主などの一般の方を対象に、在留カードの正しい見方を紹介した約15分間の映像を公開しています。アプリには、スマートフォン版とパソコン版の2つがありますが、この映像の中で、それぞれに対応した操作方法を紹介しています。出入国在留管理庁のホームページのほか、ツイッターやフェイスブック、YouTubeでも配信していますので、ぜひ、ご覧ください！

不法就労防止対策のポイント ～在留カード等の正しい見方～

映像の最初です。
ここから映像が始まります。



1 不法就労防止対策の基本 2 このような場面でご利用ください 3 アプリケーションの操作方法 4 在留カードの真偽の判断ポイント 5 おわりに

ステップ①：カード番号の入力
【スマートフォン版】



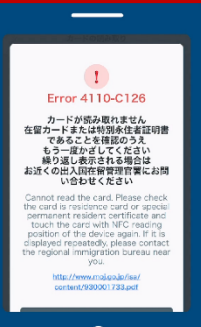
1 不法就労防止対策の基本 2 このような場面でご利用ください 3 アプリケーションの操作方法 4 在留カードの真偽の判断ポイント 5 おわりに

ステップ②：カードの読取
【スマートフォン版】



1 不法就労防止対策の基本 2 このような場面でご利用ください 3 アプリケーションの操作方法 4 在留カードの真偽の判断ポイント 5 おわりに

ステップ③：読取後の表示（正常の場合、実際のカード券面と比較する）【スマートフォン版】



1 不法就労防止対策の基本 2 このような場面でご利用ください 3 アプリケーションの操作方法 4 在留カードの真偽の判断ポイント 5 おわりに

ステップ③：読取後の表示（エラーの場合、再度読取などを行う）【スマートフォン版】



1 不法就労防止対策の基本 2 このような場面でご利用ください 3 アプリケーションの操作方法 4 在留カードの真偽の判断ポイント 5 おわりに

パソコン版の場合には、**ICカードリーダ**が必要です。

アプリを利用できない場合はどうすれば？お悩み解消します！

アプリを利用することで、在留カードの記載内容の真偽を簡単に確認することができますが、アプリを利用できない場合には、どうやって判断すればよいのでしょうか？実は、在留カードには、複数の偽変造防止対策が施されており、それらを確認することで真偽の判断が可能となるように作られています。映像では、その判断ポイントについて、クイズを交えながらご紹介しています。皆さまも、ぜひ、全問正解を目指してチャレンジしてみてください！

カードを上下方向に傾けると、MOJの周囲の色は何色に変化しますか？

緑

MOJ


青

MOJ



1 不法就労防止対策の基本
2 このような場面でご使用ください
3 アプリケーションの操作方法
4 在留カードの真偽の判断ポイント
5 おわりに

第一問のクイズです。
解けるかな？




1 不法就労防止対策の基本
2 このような場面でご使用ください
3 アプリケーションの操作方法
4 在留カードの真偽の判断ポイント
5 おわりに

さて、気になる答えは？
皆さまも、ぜひ、チャレンジを！

不法就労防止のためには？アプリの利用と在留カードの真偽の判断ポイントを確認！

不法就労は法律で禁止されており、不法就労した外国人だけでなく、不法就労させた事業主も処罰の対象となります。また、外国人を雇用しようとする際に、その外国人について不法就労者であることを知らなかったとしても、在留カードを確認していないなどの過失がある場合には、処罰を免れることはできません。

外国人を雇用する際には、アプリの利用に加えて、在留カードの真偽の判断ポイントをしっかりとご確認いただきますようお願いいたします！



不法就労

1 不法就労防止対策の基本
2 このような場面でご使用ください
3 アプリケーションの操作方法
4 在留カードの真偽の判断ポイント
5 おわりに

不法就労防止のため、ぜひ、アプリの利用と在留カードの真偽の判断ポイントを確認してください！

コロナ禍における法務総合研究所 国際連合研修協力部及び国際協力部の活動について

国際連合研修協力部(国連アジア 極東犯罪防止研修所(アジ研))

例年、アジ研では、世界各国の裁判官や警察官などの刑事司法実務家を招いて、国際研修等を実施していますが、新型コロナウイルス感染症の世界的流行による海外からの渡航制限措置のため、アジ研施設で行うそれらの研修やセミナーの実施を見送らざるを得ませんでした。

社会の至るところで非接触型の行動様式への変容が求められる中、アジ研においても、コロナ禍でできる活動を模索し、支援対象国の刑事司法制度や実務に関する調査研究を進めたほか、過去の研修参加者を対象としたオンラインでのセミナー(ウェビナー)、オンライン研修(フィリピン、ネパールなど)、日本の刑事司法手続を英語で紹介するビデオ教材の作成、オンラインで世界中に配信する講演会の実施、e-ラーニング教材の作成(カンボジア、東ティモール)などの新たな取組に挑戦しました。

特に、過去の研修参加者を対象としたウェビナーは、アジ研にとって初めての遠隔研修の試みでしたが、コロナ禍における刑事司法や犯罪者処遇上の対策といった、世界各国が直面する未曾有の共通課題について情報を共有する貴重な機会になりました。また、研修卒業生の良い交流の場となり、時差や通信環境などの障害を乗り越え、海外からの参加者を中心に、毎回100名前後と、多くの参加がありました。

日本の刑事司法関係機関や施設等を訪問して実際の制度運用を学ぶ、日本の文化慣習に触れる、研修生同士の間人関係を構築するなど、対面研修によらないと得られないものもあるため、一日も早い来日研修の再開が望まれますが、遠隔であっても、学びや交流の機会の提供を続けられるよう、知恵を絞って活動しています



第2回ウェビナーのプレゼンテーション・参加者交流



第2回ウェビナーの配信会場の様子

国際協力部

法制度整備支援を行う国際協力部においても、コロナ禍において、支援対象国の法律家などを日本に招いて行う研修や現地を訪れての調査、セミナー等が実施できない状況にあります。

しかし、それぞれの国が進めている法整備や司法改革等の取組は続けられており、国際協力部においても、JICA等関係機関と協力し、各国との間で培ってきたこれまでの協力関係を生かして、オンラインによる共同研究やセミナーを実施するなど、活動を継続しています。

オンラインによる活動では、通信環境の問題や対面で会話ができないもどかしさなどがありますが、一方で、距離を超えて容易につながることでできる利点を生かし、多くの関係者が参加するセミナーや、各国横断的に関係者が集う会議を開催するなどしています。

また、写真のように、研修の参加者等がそれぞれ視聴できるeラーニング教材を作成して研修の準備をしており、その際には、当部の者などが裁判の関係者役として登場し、熱演しています。ほかにも、新たに法制度整備支援に関する重要なテーマを検討する研究会を実施するなど、様々な工夫を重ねつつ、法制度整備支援を続けています。



ウズベキスタンのeラーニング教材撮影の様子

2020年4月から民法(債権法)が改正されました!

～ 第5話 (保証) ～

法務省民事局参事官室では、2020年4月1日に施行された民法(債権法)改正の内容を皆さまにお知らせするため、マンガ「桃太郎と学ぶ民法(債権法)改正後のルール」を作成しました。

このマンガについては、新聞報道でも取り上げられるなど、大きな反響がありました。

この法務省だより「あかれんが」では、68号から第1話の掲載を始めました。全6話の掲載を予定しております。

「桃太郎と学ぶ民法(債権法)改正後のルール」

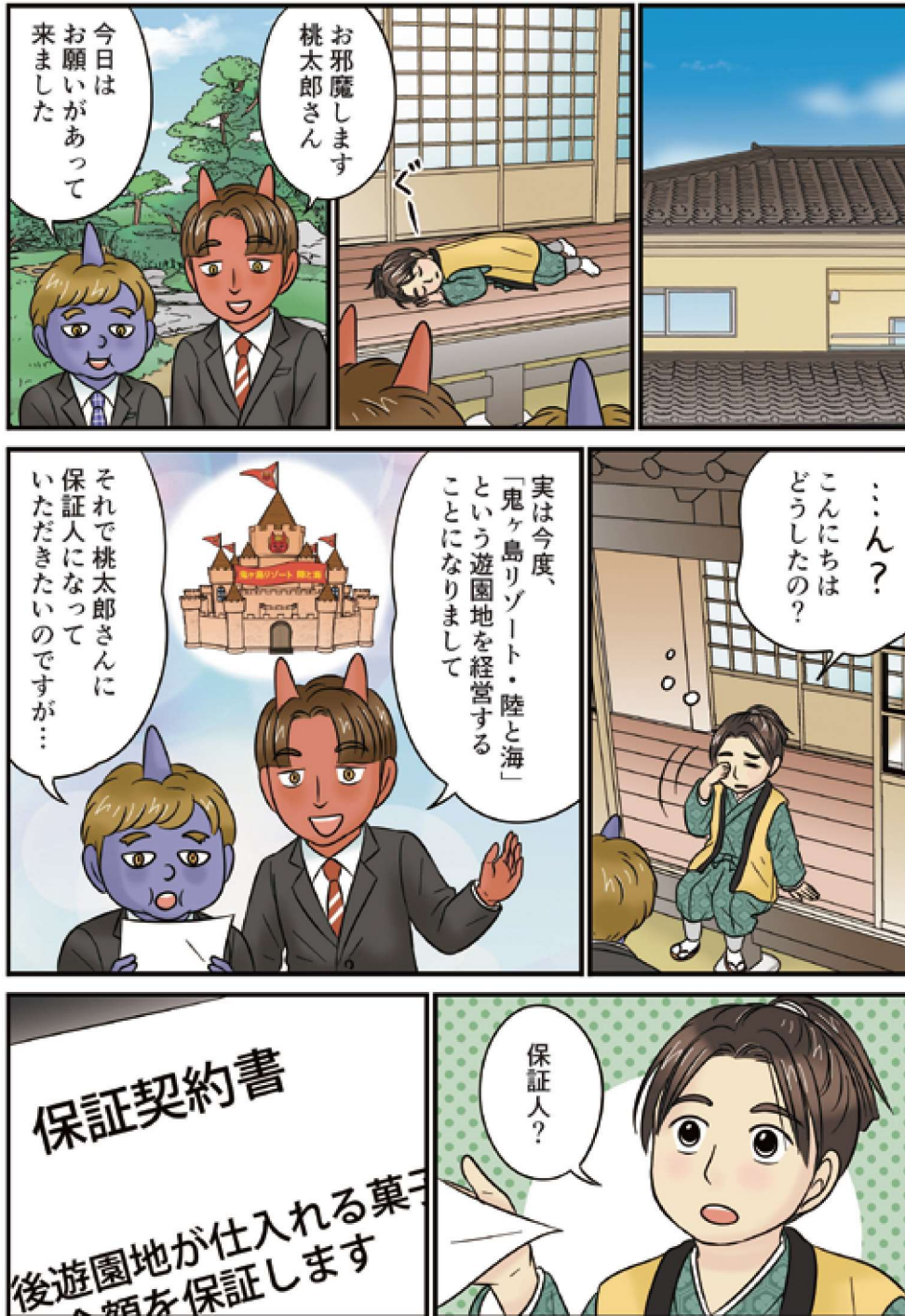


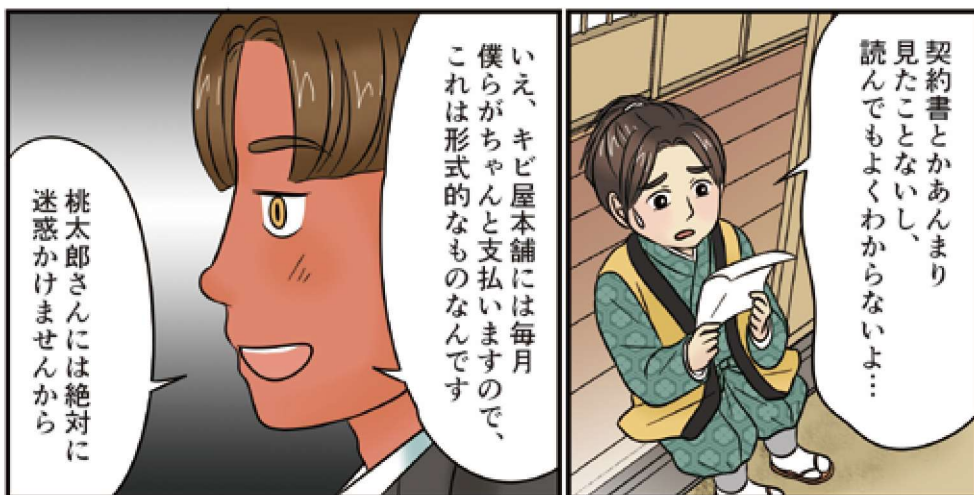
マンガの表紙



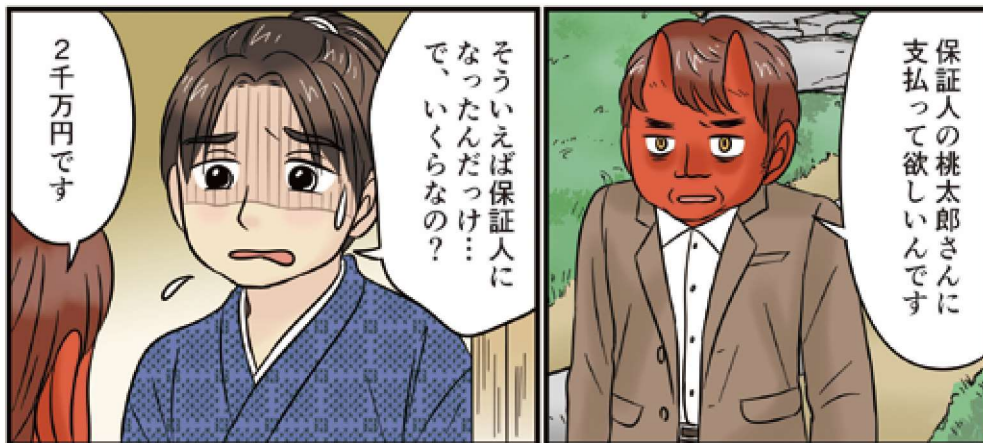
マンガの目次

第5話 保証

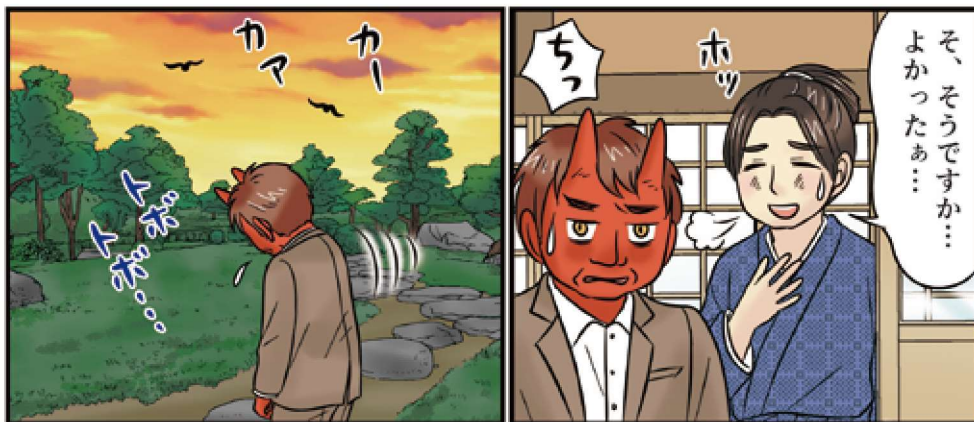














第5話 ポイント

◆ 保証って知ってる？

契約等に基づく義務(債務といいます。)を負っている人が債務を履行することができない場合に、その人の代わりに債務を履行することを約束することを保証と言います。日常生活でも広く行われているため、聞いたことのある人も多いかもしれません。

◆ 知ってほしい！根保証って何？

この話で問題になっているのは根保証といい、単なる保証とは少し違います。根保証は、保証の対象となる債務が契約の時点では特定していないものをいい、保証人の責任がどの程度大きなものとなるのかを予測することが難しいという特徴があります。今回の民法改正により、根保証については、保証の対象となる債務の内容にかかわらず、極度額(保証の上限額)を定めなければ効力を生じないこととされました。

根保証の実例としては、以下のようなものがあります。

- 誰かが住居を借りるときに、借り手が支払わなければならない賃料等について、その支払を保証すること
- 誰かが入院するとき、患者が支払わなければならない入院費用等について、その支払を保証すること

◆ 根保証で注意するポイントは？

根保証契約を結ぶ場合(自分が保証人になる場合もあれば、誰かに保証人になってくれるようお願いする場合や、自分がお金を払ってもらおう立場になる場合もあると思います。)には、後々のトラブルを避けるため、次のポイントに注意する必要があります。

- 1 極度額を事前に合意すること
- 2 その合意を書面または電磁的記録で行うこと
- 3 これらを1つでも守らないと根保証契約全体が無効になること

※個人が保証人になる場合の注意点ですので、会社などが保証人になる場合は別です。

◆ そう！あなたのことですよ！

今回の改正は、私たちにとても身近な根保証について、大きくルールを変えるものです。この改正には、誰もが関係があると言っても過言ではありません。改正の3つのポイントは、特によく覚えておきましょう。また、その他にも、保証については、保証人を保護するための様々な改正がされています。保証人になる場合や、人に保証を依頼する場合には、保証契約の内容をよく確認しましょう。また、民法改正の内容に疑問がある場合には、法務省ホームページなどで確認しましょう。

次号(第73号)は、最終話を掲載します。
つづきが気になる方は下記、QRコードよりアクセスしてご覧ください。



記者が行く！

～京都 कांग्रेस開催の舞台裏～

新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、令和2年4月に予定していた京都 कांग्रेसの開催が延期されましたが、どのように感じましたか。

また、延期から新たに開催日が決定するまでの間、開催に向けて、どのような取組をしていましたか。

4月の開催に向けて一生懸命準備してきたので、延期が決まったときはとても残念に思いました。延期決定後は、新型コロナウイルス感染症の感染状況を注視しながら、どうすれば安全・安心に京都 कांग्रेसを開催できるか、主催者である国連や関係省庁などと協議を重ねながら、オンラインシステムの構築やプログラムの見直し等の検討を行っていました。

本年3月の開催が決まりましたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、当初予定していた取組の変更を余儀なくされたと思いますが、当初予定していた取組からどのような変更がありましたか。

また、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策として、どのような工夫をされましたか。

万全の感染防止対策を講じた上で、来場参加とオンライン参加を組み合わせたいいわゆるハイブリッド方式で開催することとなった点が、延期前からの大きな変更点です。ポータルサイトを構築するなどして広くオンライン参加していただけるようにする一方、特に、海外からの来場参加は入国の際の水際措置との関係で、閣僚級のみ限定せざるを得ませんでした。

感染症拡大防止策としては、来場参加者が安心して会議に参加できるよう、海外参加者の専用シャトルバスによる移動、ホテルの借り上げ、国内スタッフのPCR検査の実施などの措置を講じたほか、会場では消毒・検温を実施することはもちろん、参加者にマスクの常時着用をお願いした上で、参加者同士の距離を十分に確保できるレイアウトとしたり、アクリル板やビニールカーテン等を設置したりするなどの対策を講じました。

世界的に新型コロナウイルス感染症感染拡大が続く中で、同じく延期された東京五輪に先駆け、国連の重要な会議を日本で開催したことの意義について、改めて教えてください。

コロナ禍により、弱い立場にある人々の命や生活が脅かされている時だからこそ、5年に一度開催される犯罪防止・刑事司法分野における国連最大の国際会議である कांग्रेसにおいて、各国の司法大臣等が、国際協力の在り方や、ポストコロナの時代に、SDGsが目指す「誰一人取り残さない社会」の実現に向けて刑事司法が果たすべき役割等について議論を行い、成果文書として「京都宣言」を採択したことには大きな意義があったと考えています。

新型コロナウイルス感染症の影響で、先にお話ししたとおり、様々な変更を余儀なくされ、試行錯誤しながらの開催でしたが、結果として、日本の安全・安心を世界により強くアピールできたのではないかと思います。

お答えします

～令和元年会社法改正について～

Q1 令和元年会社法改正は、どのような内容ですか？

令和元年会社法改正においては、次のような改正を行っています。

- ① 取締役の報酬を決めるための手続や取締役に株式を報酬として与えるための手続等が、株主にとってよりわかりやすく、より適切なものとなりました。
- ② 上場会社等に社外取締役を置くことが義務付けられました。
- ③ 株主総会資料を書面で送る代わりに、ウェブサイトなどを利用して株主に提供することができる制度(株主総会資料の電子提供制度)が創設されました。

もっと詳しく知りたい場合は、こちらからご覧ください。

法務省ホームページ
会社法の一部を改正する法律について



こちらのQRコードより
アクセスしてください。

Q2 なぜ会社法を改正することになったのですか？

平成26年の前回の会社法改正法において、同改正法の施行後2年を経過した場合において、企業統治に係る制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、社外取締役を置くことの義務付け等所要の措置を講ずるものとされてきました。また、平成26年の改正後も、会社法の更なる見直しについて、様々な指摘がされてきました。これらを踏まえ、会社をめぐる社会経済情勢の変化に鑑み、株主総会の運営及び取締役の職務の執行の一層の適正化等を図るため、会社法を改正することとしたものです。

Q3 改正法は、いつ施行されるのですか？

改正法は、令和3年3月1日から施行されました。

ただし、株主総会資料の電子提供制度の創設等に関する改正は、改正法の公布の日から3年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされています。

そんなとき法テラスがお役に立ちます！ Vol.52

～多言語情報提供サービスに、新たにインドネシア語が追加されました！
電話等による法律相談の実施期間が延長となりました！ぜひご利用ください！～

■多言語情報提供サービス(10言語)

法テラスでは、外国語話者の方でも適切な相談窓口や法制度に関する情報提供を受けられるよう、多言語による情報提供を実施しています（どなたでもご利用可能）。
2021年1月4日より、これまでの対応言語（9言語）に、新たに【**インドネシア語**】が追加されました！



NEW! Bahasa Indonesia

English 한국어 中文

Español Português

Tiếng Việt ภาษาไทย नेपाली भाषा

※日本に居住かつ適法に在留し、収入・資産等が一定額以下の方は、無料法律相談・弁護士費用等の立替制度もご利用可能です。詳しくは法テラスまで。

■電話等による無料法律相談

法テラスでは、新型コロナウイルス感染症対策として、面談のほか、**電話等による法律相談**も行ってまいります。実施状況は、各地によって異なりますので、お近くの法テラス地方事務所へお問合せください。

- ① お近くの法テラスへお電話ください。
- ② 相談制度をご利用いただける方かどうか、お電話にて確認させていただきます。
(氏名・生年月日等、必要に応じて収入や資産状況等ご予約に必要な情報をお伺いします。)
- ③ ご利用いただける場合、相談日時の予約となります。*後日、日程調整となる場合もあります。
- ④ ご予約の相談日時に、法テラス（もしくは弁護士・司法書士）からお電話が入り、法律相談となります。

※各種相談制度について、詳しくは法テラスまで。
※法律相談は、同一内容につき3回までご利用可能です。

■法テラスについて知りたい

●法テラス公式Twitter



法テラス公式Twitterでは、制度情報・イベント情報・法律豆知識など役立つ情報を配信しています！
フォロワー随時募集中♪
[「法テラス公式Twitter」](#)

●広報誌「ほうてらす」



【第51号】
特集：「外国人と法律」
表紙・インタビュー
：LiLiCoさん

広報誌には、法的トラブル解決に役立つ情報が満載です♪
ホームページからも読むことができます。
[広報誌「ほうてらす」](#)

●メールマガジン「ほうてらすPlus」



法律相談会やイベントなどの法テラスに関する情報をご紹介します。
ホームページからご登録いただけます。
[メールマガジン「ほうてらすPlus」](#)

■法テラスって？

私たち法テラス（日本司法支援センター）は、国によって設立された法的トラブル解決のための「総合案内所」です。

法テラスでは、法的トラブルを抱えた方に、解決に役立つ法制度や相談窓口を紹介する情報提供や、経済的に余裕のない方を対象とした無料の法律相談などを行っています。



法制度整備支援の現場から

法務総合研究所国際協力部教官
川野 麻衣子

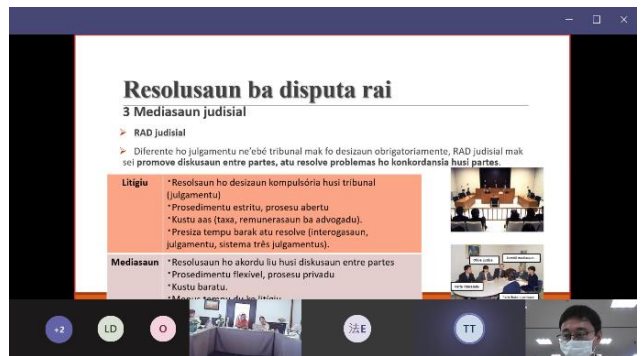
東ティモール民主共和国(以下「東ティモール」といいます。)は、インドネシアの南東、ティモール島の東側に位置する国で、2002年に独立を回復して以降、諸外国や国際機関等の支援を受けながら国づくりを進めています。

法務総合研究所国際協力部(ICD)では、2009年頃から、東ティモールの優先度や要望を踏まえて法律案の起草支援を行ってきました。近年は、土地関連法に関する支援を行っており、令和2年度も、東ティモールに赴いて、現地セミナーを実施したり、日本で共同法制研究を行ったりする予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、活動方法を変更せざるを得なくなりました。

そこで、東ティモール司法省とJICAとで協議を重ねた結果、11月と1月にオンラインセミナーを開催することとなりました。

11月のセミナーでは、現在、東ティモールで起草が進んでいる不動産登記法案について説明を受け、その改善点などについて議論しました。また、この法律ができた後の参考となるよう、私から日本の不動産登記の事務手続について紹介しました。昨年4月にICD教官となった私には初めてのセミナーで、しかもオンラインということで緊張しながら臨みましたが、円滑にコミュニケーションができ一安心でした。

1月のセミナーでは、11月の議論をさらに深めたほか、東ティモールで問題となっている土地の所有権や境界を巡る紛争について紹介してもらい、ICD教官からは、日本における土地の紛争解決方法について紹介しました。



オンラインセミナーの様子①



オンラインセミナーの様子②

どちらのセミナーにも、東ティモール司法省からは、法案の起草を担当する職員等約 15 名が参加し、終始和気あいあいとした雰囲気です活発な議論が行われました。

東ティモールの方々とは、早く対面できるようになることを願うばかりですが、当面は、このようなオンラインセミナーを続けていくことになると思われ、オンラインツールを利用するなどの工夫により、東ティモールの法制度がよりよいものとなるよう、支援を続けていきたいと考えています。

法務省で働くひと・しごと紹介 Vol.8

～研究官～

職 名：室長研究官
氏 名：小林 美智子
採用年：平成14年
所 属：法務総合研究所研究部

Q1 研究官ってどんな仕事？

法務総合研究所研究部では、刑事政策に関する総合的な調査研究を行っています。研究官と、その仕事を助ける研究官補は、検察・矯正・保護の現場でそれぞれ実務を経験した職員で構成されており、国内・国外の犯罪や犯罪者処遇に関する様々なデータを集め、それらを整理して分析したり、その結果をレポートにまとめたりする仕事をしています。

皆さまの目に一番留まりやすいのは、毎年作成・公表している「犯罪白書」でしょうか。研究で得られた成果を犯罪対策に役立てていただくため、分かりやすくお知らせすることも、大切な仕事です。



執務室にて仕事をする様子

Q2 最近のトピックスは？

令和2年版犯罪白書が公表されました。本号の特集記事でも紹介されていますので、そちらもぜひご覧ください。

たくさんのデータを扱う犯罪白書は、これまでなら研究官たちが、データや資料を広げて対面での打合せを重ね、作り込んでいくものでした。しかし、今回は、新型コロナウイルス感染症対策のため、そうした対応が難しくなり、リモートでのやり取りを工夫しながら作成しました。多くの方にご覧いただけたらうれしいです。



令和2年版犯罪白書から

Q3 研究官のやりがいは何？

私たちが行っている研究は、小さなデータをコツコツと集め、正確に丁寧に積み上げていくことで成立するもので、日常的にはとても地味で、地道な仕事です。しかし、そうして積み上げたデータをこれまた地道に分析してみると、期待以上の興味深い成果が得られたり、新たな事実が分かってワクワクしたりすることがあります。また、発表した研究成果に対して、外部の方から「いい研究をしましたね。」などと声を掛けていただくことがあり、「やって良かったなあ。」と思います。

Q4 心に残っているエピソードがあれば教えてください

外国の犯罪者処遇に関する調査を行うため、アメリカに出張しました。日本とは異なる司法制度の下での取組について、現地職員の方々から様々なお話を聞きました。…と言っても、実は、英会話はあいさつ程度しかできず、大使館職員や通訳人に助けられてばかりだったのですが、現地職員の方々がどのような考えをもって働いているか、そのエネルギーをじかに肌で感じ取ることができ、とても勉強になりました。